

第1回 札幌市介護保険事業計画 推進委員会（第7期）

説明資料等

○ 札幌市介護保険事業計画推進委員会について

資料 1	札幌市介護保険条例、札幌市介護保険事業計画推進委員会規則	1
資料 2	委員会の運営について	3
資料 3	地域密着型サービス部会の設置について	4
資料 4	地域密着型サービス部会の委員の選任について	7
資料 5	その他の部会について	8

○ 札幌市の介護保険事業の現状、取組状況について

資料 6	被保険者（人口）と要介護・要支援認定者の状況	9
資料 7	介護保険サービスの状況	11
資料 8	第1号被保険者保険料について	12
資料 9	平成30年8月からの介護保険費用負担について	13

○ 地域密着型サービス事業者の指定状況について

資料 10	地域密着型サービス事業者の指定状況（平成30年3～8月）について	15
-------	----------------------------------	----

参考資料 1	介護保険制度の費用負担について	21
参考資料 2	札幌市介護保険会計（平成27～29年度）の運営状況	22
参考資料 3	札幌市高齢者支援計画（平成30～33年度）における収支見込み	23
参考資料 4	保険給付費の推移	24
参考資料 5	第1号被保険者数・認定者数・サービス利用者数の推移（年度平均） （平成27～29年度）	25
参考資料 6	保険給付費執行状況（サービス種別）（平成27～29年度）	26
参考資料 7	地域密着型サービス事業者の指定状況について	27

札幌市介護保険条例（抄）

（介護保険事業計画推進委員会）

第2条の2 計画の推進を図り、介護保険事業の円滑な実施を確保するため、札幌市介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 計画の策定、進行管理及び評価について調査審議し、及び意見を述べること。
- （2） 前号に定めるもののほか、介護保険事業の実施に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 委員会は、委員23人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 被保険者
- （2） 学識経験者
- （3） 保健、医療又は福祉の関係者
- （4） 介護サービスの提供に携わる者
- （5） その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 委員会はその定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市介護保険事業計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）第2条の2第9項の規定に基づき、札幌市介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

委員会の運営について

1 運営方法

(1) 議題及び開催日時の決定

議題及び開催日時については、多くの委員が出席できるよう考慮しながら、委員長と事務局の打ち合わせにより決定します。

(2) 開催通知

原則として、開催日の3～4週間前にお知らせします。

(3) 資料の事前配布

資料については、開催日の1週間前までに各委員あてに郵送します。

(4) 委員会の公開等

会議は原則として公開とし、一般市民が傍聴できるものとします。

ただし、会場の制約上、定員を超えた場合には、委員会の議事録要旨の閲覧で対応します。

なお、周知については、本市の広報システム及びインターネットホームページを活用して行います。

2 開催回数と議題（予定）

2018年度 2回程度

2019年度 3回程度

2020年度 5回程度

- ・介護保険の運営状況等について
- ・介護保険事業の実態調査について
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について など

3 参考（介護保険事業計画推進委員会（第6期）の開催時期）

- 平成27年度（9月、1月）
- 平成28年度（6月、10月）
- 平成29年度（5月、8月、10月、11月、2月）

地域密着型サービス部会の設置について

1 地域密着型サービスの概要について

(1) 地域密着型サービスの趣旨と基本的な考え方

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた自宅や地域での生活をできるだけ続けられるよう支援するためのサービスです。

原則として、日常生活圏域内で必要なサービス利用が完結するよう計画的に整備を進めていきます。

地域密着型サービスは、以下の9種類です。

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 地域密着型通所介護（定員 18 人以下の通所介護）※平成 28 年 4 月～
- ④ 認知症対応型通所介護
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の介護専用型特定施設）
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

(2) 地域密着型サービスの仕組み

	概 要	介護保険法関係条文
指定・指導権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定・指導監督の権限は、保険者である市町村が有する。 ・ 原則として事業者が存在する市町村の被保険者のみがサービスを利用できる。（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者を除く） ※ 所在市町村以外の被保険者が利用する場合は、改めて当該市町村から指定を受ける必要がある。その場合、事業所所在市町村長の同意を得なければならない。 	第 78 条の 2 第 42 条の 2 第 78 条の 2-4④
適正な基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村介護保険事業計画に定められた市町村（又は日常生活圏域）ごとの利用定員の総数を超える場合には、指定をしないことができる。 ※ 認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の 3 サービスに限る。 ・ 市町村は、適正な運営を確保するため指定に際し必要な条件を付すことができる。 	第 78 条の 2-6④ 第 78 条の 2-8
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は地域の実情に応じて、国が定める基準の範囲内で、独自の指定基準や報酬を設定することができる。 	第 42 条の 2-4 第 78 条の 4-5

公平・公正な仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 公平・公正の観点から、市町村は指定の適否の決定をする際には、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 市町村は独自に指定基準等を設定する際には、関係者の意見を反映させるための措置を講じなければならない。 ※ 被保険者、学識経験者、介護サービス事業者などで構成された「運営委員会」等を組織し、意見反映の場とする。(名称や構成員等は市町村ごとに異なる。) 	第42条の2-5 第78条の2-7
		第78条の4-6

(3) 利用者数推移及び見込み（月平均）

(※平成27～29年度は実績。平成30～32年度は札幌市高齢者支援計画2018の見込み)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,514	1,751	2,144	2,639	3,101	3,599
夜間対応型訪問介護	142	152	154	165	190	204
地域密着型通所介護	-	5,745	6,125	6,669	7,221	7,839
認知症対応型通所介護	766	761	729	746	732	728
小規模多機能型居宅介護	2,172	2,480	2,716	3,225	3,693	4,176
認知症対応型共同生活介護	3,874	3,928	4,030	4,300	4,426	4,499
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	13	14	13	13	13
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	330	332	330	334	334	334
看護小規模多機能型居宅介護	354	423	472	600	714	822

(4) 事業所数推移（各月初日の数）

	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H30.8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	43	48	54	60	61
夜間対応型訪問介護	5	4	4	4	4
地域密着型通所介護	-	317	311	313	311
認知症対応型通所介護	73	73	71	71	71
小規模多機能型居宅介護	118	130	136	142	140
認知症対応型共同生活介護	245	245	251	257	257
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12	12	12	12	12
看護小規模多機能型居宅介護	14	17	20	23	25

2 「地域密着型サービス部会」の設置について

(1) 設置の目的等について

平成18年度の介護保険法（以下「法」という。）の改正に伴い、新たなサービス類型として地域密着型サービスが創設されました。このサービスは、市町村が指定権限を有するとともに、国が定める基準の範囲内で、地域の実情に応じた弾力的な指定基準と報酬設定ができることとなっております。

そして、これらの権限を行使する際には、法の規定により、公平・公正を図るため、被保険者その他の関係者の意見を反映させる等の措置を講ずることが求められており、具体的には、国の指針（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」平成 27 年厚生労働省告示第 70 号）により、委員会の設置が義務化されております。

この委員会は、既存の介護保険事業計画推進委員会等を活用して差し支えないとされておりますことから、札幌市におきましては当推進委員会内に地域密着型サービス部会（以下「部会」という。）を設置しているところです。

(2) 部会の役割について

ア 部会では次の事項について札幌市に対し意見を述べていただいております。

(ア) 札幌市が地域密着型サービスの指定基準を設定しようとするとき。（法第 78 条の 4 第 6 項）

(イ) 札幌市が地域密着型サービスの介護報酬を設定しようとするとき。（法第 42 条の 2 第 5 項）

イ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他札幌市が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議していただきます。

(3) 部会の開催頻度について

上記(2)の項目について、随時開催としております。

地域密着型サービス部会の委員の選任について

- 1 地域密着型サービス部会の委員については、地域の実情に応じて、介護保険の被保険者、介護サービス及び介護予防サービスの事業者・利用者、地域における福祉関係者、学識経験者などを選定することになっております。
このため、部会委員はなるべく各分野からバランスよく選定することとします。
- 2 人数については部会を随時開催する際に、参加委員の日程調整等を比較的短期間の内に行わなければならない状況が見込まれることから、あまり多人数を選定することは不相当と考えられるため、前回の地域密着型サービス部会の委員数とほぼ同様の6～7名で構成します。
- 3 部会委員については、委員長の名指しとしておりますので、以上のことを踏まえ、委員長及び副委員長と調整のうえ選定します。

その他の部会について

本市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、基礎資料とするための各種調査を実施しています。

推進委員会ではこれまで、この各種調査の項目を検討するため、「**市民調査部会**」・「**事業者調査部会**」を設置していました。

1 前期における部会の役割

平成 28 年度に行った各種調査について、細部にわたる論議・分析・課題整理などを行い、調査項目を検討。

(1) 市民調査部会（12 名）

ア 高齢者及び若年者に対する、高齢社会に関する意識調査の項目の検討

イ 要介護（支援）認定者意向調査の項目の検討

(2) 事業者調査部会（11 名）

介護保険サービス事業者調査の項目の検討

(3) 検討結果について

各部会での検討結果は、推進委員会（全体会議）へご提案いただきました。

なお、推進委員会では、各部会からの提案を受け、総合調整を行いました。

2 部会の運営状況について

各部会とも、平成 28 年度に 2 回（8 月、9 月）開催しました。

3 今期における部会の設置について

来年度に予定している各種調査の実施に向け、部会の役割、委員構成等を検討の上、次回以降の推進委員会でお諮りします。

被保険者（人口）と要介護・要支援認定者の状況

1 全国との比較

(1) 人口構成（平成29年10月1日現在）

（単位：千人）

	第1号被保険者		第2号被保険者	（参考）		
	65歳以上		40～64歳	30～39歳	20～29歳	19歳以下
	75歳以上	65～74歳				
札幌市	507 (26.0%)		686 (35.1%)	250 (12.8%)	203 (10.4%)	306 (15.7%)
	238 (12.2%)	269 (13.8%)				
全国	35,152 (27.7%)		42,452 (33.5%)	14,996 (13.8%)	12,519 (9.9%)	21,587 (17.0%)
	17,482 (13.8%)	17,670 (13.9%)				

※ 全国は総務省統計局推計人口、札幌市は住民基本台帳人口による。

※ （ ）内は総人口に対する構成割合

※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

- 札幌市は全国に比べて65歳以上人口の総人口に占める割合（高齢化率）が低くなっています。

(2) 要介護・要支援認定者

認定率（第1号被保険者に占める認定者の割合）（各年度10月1日現在）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
札幌市	19.2%	19.7%	20.0%	20.2%	20.2%	20.1%
全国	17.5%	17.8%	17.9%	17.9%	18.0%	18.1%

※ 介護保険事業状況報告等による。

- 札幌市は全国に比べて約2%程度認定率が高くなっていますが、H27年度以降はほぼ横ばいです。

要介護度別認定者割合（平成29年10月1日現在）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
札幌市	17.9%	15.8%	23.7%	15.7%	9.7%	9.7%	7.6%
全国	14.0%	13.6%	20.1%	17.4%	13.2%	12.2%	9.4%

※ 介護保険事業状況報告等による。

- 札幌市は全国に比べて要介護3～5の重度の要介護認定を受けた人の割合が低く、要支援1・2、要介護1の認定を受けた人の割合が高くなっています。

2 札幌市の直近のデータ

(1) 人口構成（平成 30 年 7 月 1 日現在）

（単位：千人）

第 1 号被保険者		第 2 号被保険者	（ 参 考 ）		
65 歳以上		40～64 歳	30～39 歳	20～29 歳	19 歳以下
75 歳以上	65～74 歳				
517 (26.4%)		685 (35.1%)	246 (12.6%)	201 (10.3%)	305 (15.6%)
245 (12.5%)	272 (13.9%)				

※ 住民基本台帳人口による。

※ （ ）内は総人口に対する構成割合

※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

(2) 要介護度別認定者数と割合（平成 30 年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
認定者 数(人)	18,707	16,969	25,358	16,750	10,049	10,297	7,822
割合	17.7%	16.0%	23.9%	15.8%	9.5%	9.7%	7.4%

- 認定者数は 7 月 1 日現在 105,952 人（平成 29 年 7 月 1 日現在：102,842 人）で、この 1 年間で 3,110 人増、3%増となっています。要介護度別の認定者数の割合を見ると、要介護 1 が 23.9%と最も多く、次に要支援 1、要支援 2 の順となっています。

介護保険サービスの状況

1 サービス利用者数（サービス利用者数の構成割合）（各年度平均）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度
札幌市	居宅介護・介護予防	75.7%	71.1%	68.7%
	施 設	12.8%	11.8%	12.1%
	地域密着型（介護予防）	11.6%	17.2%	19.2%
全 国	居宅介護・介護予防	74.5%	70.1%	68.1%
	施 設	17.9%	16.5%	16.8%
	地域密着型（介護予防）	7.7%	13.4%	15.1%

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 平成 28、29 年度は、暫定値であり、今後変更の可能性がある。

2 サービス費用（保険給付費構成割合）（各年度平均）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度
札幌市	居宅介護・介護予防	48.3%	49.2%	48.3%
	施 設	27.1%	27.7%	27.1%
	地域密着型（介護予防）	24.6%	23.1%	24.6%
全 国	居宅介護・介護予防	54.8%	51.6%	50.6%
	施 設	33.3%	33.0%	32.8%
	地域密着型（介護予防）	11.8%	15.4%	16.6%

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 平成 28、29 年度は、暫定値であり、今後変更の可能性がある。

第 1 号被保険者保険料について

H27~29 年度保険料 5,177 円/月 【全国平均 5,514 円/月】 【全道平均 5,134 円/月】

段 階	対 象 者	負担割合	年間保険料
第 1 段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.45	27,956 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え 120 万円以下の方	基準額 ×0.65	40,380 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額 ×0.75	46,593 円
第 4 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.90	55,911 円
第 5 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	62,123 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	基準額 ×1.15	71,442 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	基準額 ×1.25	77,654 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満の方	基準額 ×1.50	93,185 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満の方	基準額 ×1.75	108,716 円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上の方	基準額 ×2.00	124,246 円

H30~32 年度保険料 5,773 円/月 【全国平均 5,869 円/月】 【全道平均 5,617 円/月】

第 1 段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.45	31,174 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え 120 万円以下の方	基準額 ×0.65	45,029 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額 ×0.75	51,957 円
第 4 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.90	62,348 円
第 5 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	69,275 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	基準額 ×1.15	79,667 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	基準額 ×1.25	86,594 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満の方	基準額 ×1.50	103,913 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満の方	基準額 ×1.75	121,232 円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方	基準額 ×2.00	138,550 円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方	基準額 ×2.10	145,478 円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の方	基準額 ×2.20	152,405 円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の方	基準額 ×2.30	159,333 円

平成 30 年 8 月からの介護保険費用負担について

1 サービス利用の利用者負担について

介護保険の介護サービスを利用した場合、利用される方の利用者負担は、一定以上の所得がある方は、平成 27 年 8 月から 2 割となり、そして平成 30 年 8 月からは現役並み所得がある方は 3 割負担となりました。

なお、利用者負担額が一定の上限額を超えたときは、申請により、その超えた額が高額介護サービス費として給付（払い戻し）されるため、2 割・3 割となった方の全員の負担が、1 割負担の場合の 2 倍・3 倍になるわけではありません。

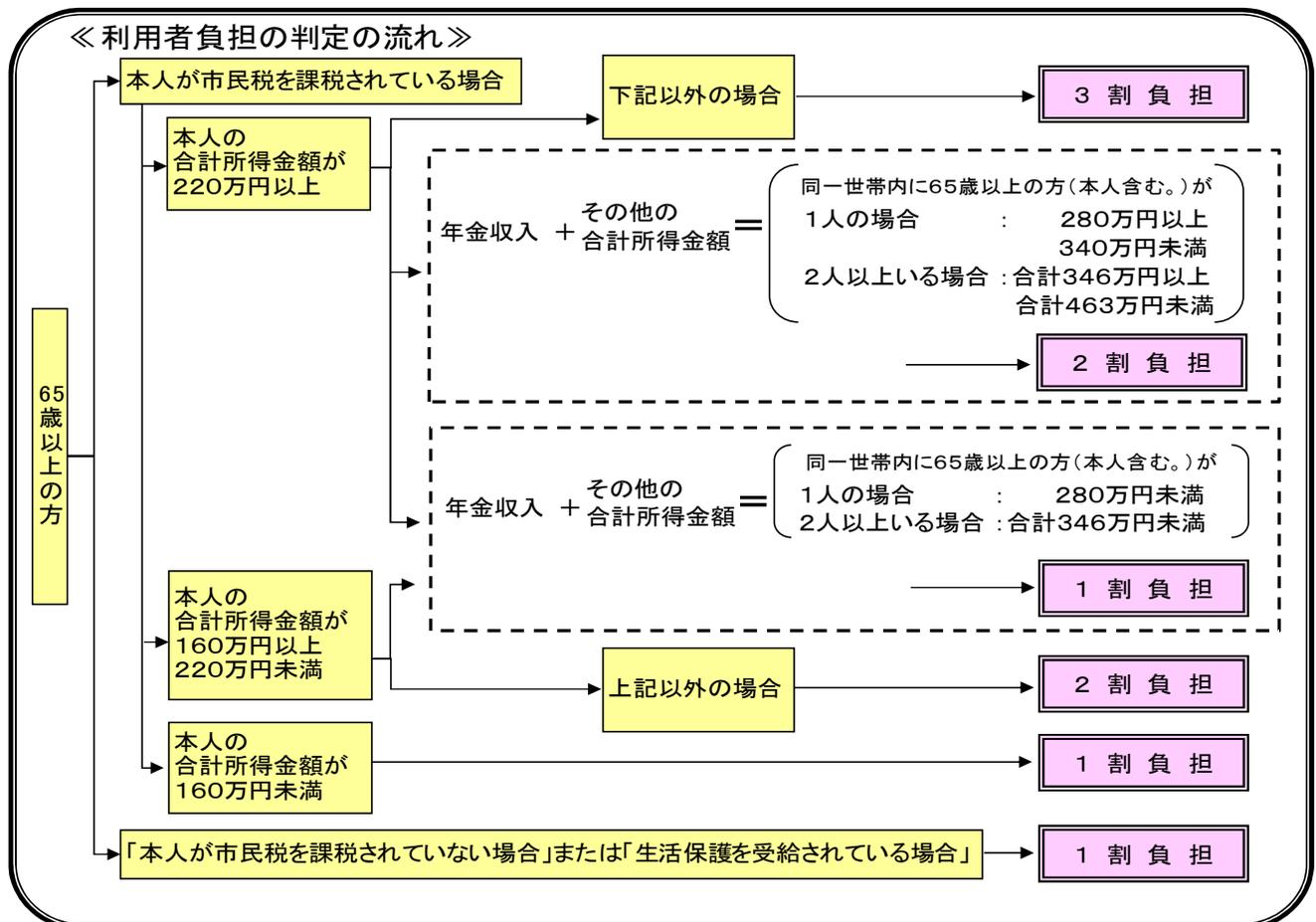
負担割合の判定は、65 歳以上の方の所得状況に応じて、個人ごとに決定しています。40 歳～64 歳までの方は、所得にかかわらず 1 割負担となります。

平成 30 年 8 月より 3 割負担となる方は、「合計所得金額（※1）」が 220 万円以上の方です。（同一世帯の 65 歳以上の方の「年金収入（※2）」と「その他の合計所得金額（※3）」により、2 割または 1 割負担となる場合があります。）

※1 「合計所得金額」とは、収入から、給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※2 「年金収入」に非課税年金（遺族・障害年金等）は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



2 高額介護サービス費の利用負担上限額（月額）の一部見直しと年間上限額の設定について

1カ月の利用者負担額が「利用負担上限額」という一定の上限額を超えて多くかかったときは、申請により、その超えた額が高額介護サービス費として給付（払い戻し）されます。また、同一世帯に介護保険サービス利用者が複数いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合算することができます。

平成29年8月からは、以下のとおり、第4段階の方については、利用者負担上限額（月額）が37,200円から44,400円に引き上げられました。

なお、第1段階から第3段階の方の利用者負担上限額に変更はありません。

○年間上限額の設定について

平成29年8月から第4段階の利用者負担上限額（月額）が37,200円から44,400円に引き上げられましたが、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方も含む。）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円（37,200円×8月から翌年7月までの12ヶ月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにいたします。（3年間の時限措置）。

○利用者負担段階が、第5段階の方について

年間の自己負担額の合計額が446,400円を超えており、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方も含む。）の利用者負担割合が1割の世帯かつ世帯内の第1号被保険者の収入が「1人のみの場合383万円」、「2人以上の場合520万円」に満たない場合は、申請手続きにより年間446,400円（37,200円×8月から翌年7月までの12ヶ月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにいたします。（3年間の時限措置）。

【利用者負担上限額一部見直しの概要】

利用者負担段階		利用者負担上限額	
		個人の場合	世帯合算の場合
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方	15,000円/月	24,600円/月
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第1段階・第2段階以外の方	24,600円/月	
第4段階	上記以外の方	37,200円 44,400円/月	37,200円 44,400円/月
第5段階	同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得者（課税所得145万円以上）がいる方	44,400円/月	44,400円/月

地域密着型サービス事業者の指定状況について

新規指定事業所

【平成30年3月1日指定】

①地域密着型通所介護 1事業所

③(介護予防)認知症対応型共同生活介護 2事業所

②(介護予防)小規模多機能型居宅介護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者	事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護	合同会社手稲軽川商店	代表社員 富田 省平	通所介護事業所リハケア	札幌市手稲区星置3条1丁目9番3号	10人	有
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	株式会社元気な介護	代表取締役 池田 元気	小規模多機能型ホーム くらしさ平和通	札幌市白石区平和通11丁目北1-23	定員29人 通い18人 宿泊9人	有
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	医療法人重仁会	理事長 田尾 大樹	グループホームレガロ西岡	札幌市豊平区西岡4条10丁目3-35	9人×9人	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	株式会社リビングプラットフォーム	代表取締役 金子 洋文	ライブラリ元町2番館	札幌市東区北23条東16丁目4-27	9人×9人	

【平成30年4月1日指定】

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所
 ③ (介護予防)認知症対応型通所介護 2事業所

- ② 地域密着型通所介護 7事業所
 ④ (介護予防)小規模多機能型居宅介護 3事業所

サービス種類	申請者	代表者	事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	株式会社キンズケア	代表取締役 鈴木 洋子	グレース定期巡回・随時対応型訪問介護看護	札幌市東区東苗穂14条3丁目1番57号		有
地域密着型通所介護 総合事業の申請無	ハルト株式会社	代表取締役 稲村 有太郎	デイサービスハルト札幌北1号館	札幌市北区新琴似6条11丁目7-24	10人	
地域密着型通所介護 総合事業の申請無	株式会社モルス	代表取締役 小林 隆聖	デイサービス フェリーチェ	札幌市中央区南13条西8丁目1番25号 BLOCK HILLS2F	10人	
地域密着型通所介護 総合事業の申請無	株式会社ain	代表取締役 金子 鞏成	アインデイサービスセンター	札幌市厚別区厚別中央4条3丁目7番地2	10人	
地域密着型通所介護	株式会社trust	代表取締役 ニッ森 竜也	リハビリ特化型デイサービス アクティブスタジオ シルトピア	札幌市南区石山東7丁目1-1 芸術の森シルトピア2階	10人	
地域密着型通所介護	社会福祉法人北海道ハピニス	理事長 太田 三夫	和幸園自立訓練型デイサービスセンター あうるの森	札幌市南区常盤5条1丁目1-7	10人	
地域密着型通所介護	株式会社エイチ・アンド・ディー	代表取締役 田中 稔力	デイサービスセンターほーぷ新川	札幌市北区新川3条11丁目6-4	10人	
地域密着型通所介護	株式会社エイチ・アンド・ディー	代表取締役 田中 稔力	デイサービスセンターほーぷ東苗穂	札幌市東区東苗穂10条2丁目13番地20	10人	
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	株式会社 オストジャングループ	代表取締役 村上 睦	共用デイいきいき栄	札幌市東区北42条東5丁目3番1号		有
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	ライフデザイン株式会社	代表取締役 佐々木 史子	(認知症対応型)ライフカレッジ 北円山	札幌市中央区北11条西24丁目1番20号		有
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	医療法人社団 慈昂会	理事長 田中 浩	小規模多機能型居宅介護 ステラ栄町	札幌市東区北43条東8丁目1-20	定員18人 通い9人 宿泊5人	有
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	株式会社アイケア北海道	代表取締役 安田 友美子	アイケアもみじ台	札幌市厚別区もみじ台西3丁目1番5号	定員29人 通い15人 宿泊5人	
小規模多機能型居宅介護サテライト 介護予防小規模多機能型居宅介護サテライト	秀欧会福祉サービス株式会社	代表取締役 對馬 靖和	サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所 サテライトたまえ	札幌市手稲区前田7条17丁目4番8号	定員18人 通い12人 宿泊4人	

【平成30年5月1日指定】

①地域密着型通所介護 3事業所

②(介護予防)認知症対応型共同生活介護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者	事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護	株式会社恵み野 介護サービス	代表取締役 齊藤 晃	フレンドリイ・リハビリデイサービス	札幌市西区八軒6条西1丁目8-1第2 中田ビル2階	18名	有
地域密着型通所介護 総合事業の申請無	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	理事長 福迫 尚一郎	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 まもりんガーデン澄川	札幌市南区澄川4条9丁目10-32	12名	
地域密着型通所介護	株式会社ラポール支援紹介センター	代表取締役 渡辺 博行	リハビリ特化型デイサービス アクティブスタジオ 厚別	札幌市厚別区もみじ台北7丁目1番地 2号ホクノースーパー1階	10名	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	株式会社恵み野 介護サービス	代表取締役 齊藤 晃	グループホーム・フレンドリイ	札幌市西区八軒10条東3丁目1番20号	9名	

【平成30年6月1日指定】

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所
 ③ (介護予防)小規模多機能型居宅介護 2事業所

- ② 地域密着型通所介護 6事業所
 ④ 看護小規模多機能型居宅介護 2事業所

サービス種類	申請者	代表者	事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	株式会社 ふとみ 総合施設	代表取締役 赤堀 保富	ケアステーションらくら新道東	札幌市東区北31条東19丁目2番11号 有料老人ホームらくら新道東1階		有
地域密着型通所介護 総合事業の申請無	株式会社マー ファ	代表取締役 辻 拓也	デイサービス ひのきの湯	札幌市白石区中央1条7丁目8番17号 1階	10名	
地域密着型通所介護	株式会社リハ・イ ノベーション	代表取締役 野崎 円	ヴァルハラリハセンター	札幌市西区発寒6条9丁目7番1号アイ ビル11 1F	15名	
地域密着型通所介護 総合事業の申請無	株式会社AHK	代表取締役 山本 康史	さんぽ日和	札幌市白石区南郷通7丁目北5番23 号	10名	
地域密着型通所介護(療養通所介護) 総合事業の申請無	合同会社 ワイズ サポート	代表社員 山上 千花江	メディカルサポート 千	札幌市中央区南20条西9丁目2-2	15名	有
地域密着型通所介護	社会福祉法人ろ く舎	理事長 天野 佐智子	デイサービスセンターぱーくろーど 札幌東	札幌市東区北33条東15丁目4-7アル カディア33	18名	有
地域密着型通所介護	社会福祉法人ろ く舎	理事長 天野 佐智子	デイサービスセンター風留人	札幌市豊平区月寒東5条17丁目9-12	18名	
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	株式会社 ふとみ 総合施設	代表取締役 赤堀 保富	小規模多機能型居宅介護 らくら 拓北	札幌市北区拓北6条1丁目5番10号	定員29人 通い18人 宿泊6人	有
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人ろ く舎	理事長 天野 佐智子	小規模多機能型居宅介護事業所 ラシュレ	札幌市中央区南26条西9丁目2番2号 ラシュレ	定員25人 通い15人 宿泊5人	有
看護小規模多機能型居宅介護	株式会社 元気 な介護	代表取締役 池田 元気	看護小規模多機能型ホーム くら しさと平和通	札幌市白石区平和通11丁目北1-23	定員29人 通い18人 宿泊6人	有
看護小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人ろ く舎	理事長 天野 佐智子	看護小規模多機能型居宅介護事 業所 海陽亭	札幌市中央区南11条西1丁目5-8 海 陽亭	定員29人 通い15人 宿泊5人	有

【平成30年7月1日指定】

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所
- ③ 地域密着型通所介護 2事業所
- ⑤ (介護予防)小規模多機能型居宅介護 3事業所
- ⑦ (介護予防)認知症対応型共同生活介護 1事業所

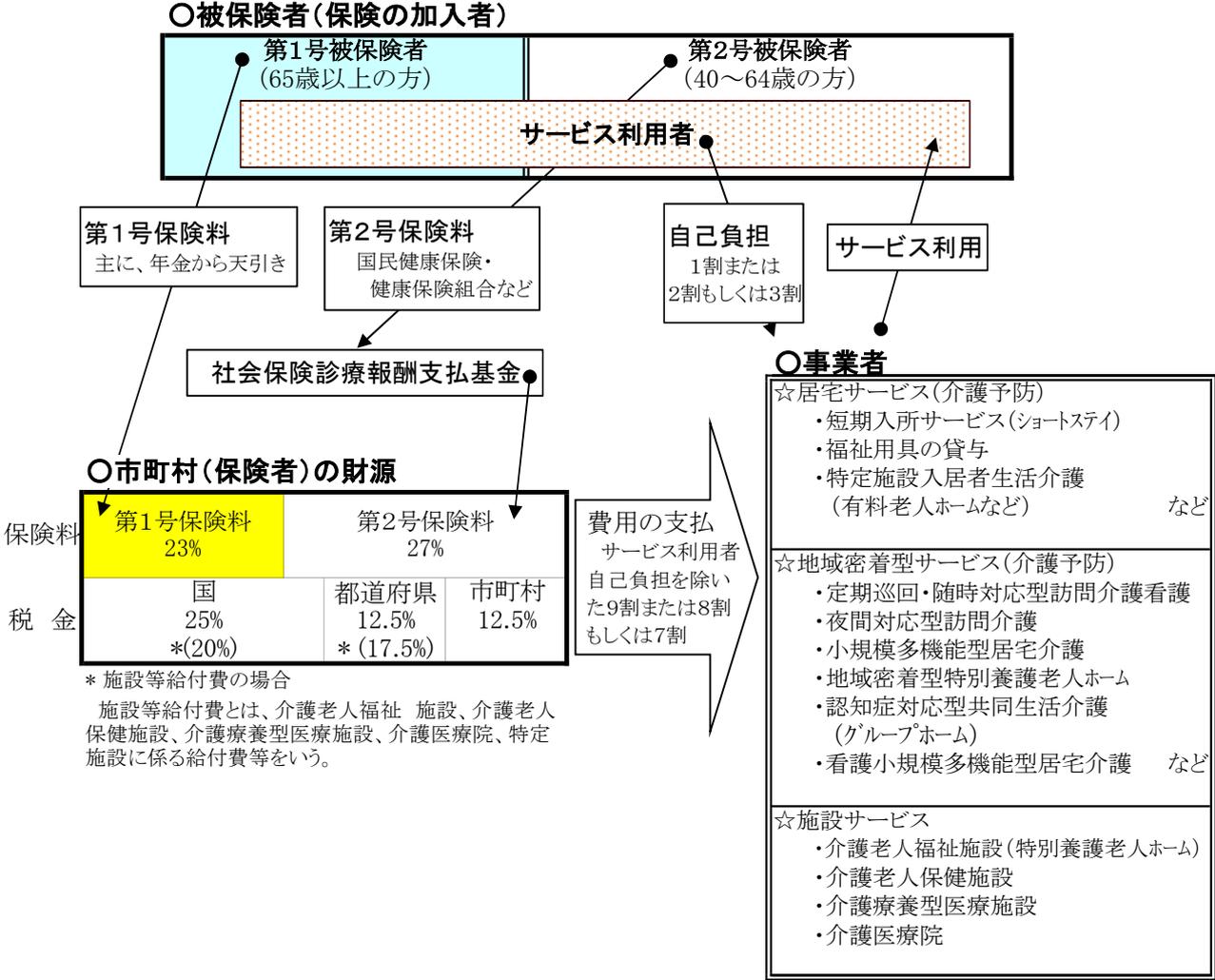
- ② 夜間対応型訪問介護 1事業所
- ④ (介護予防)認知症対応型通所介護 1事業所
- ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護 4事業所

サービス種類	申請者	代表者	事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	株式会社ネクサスケア	代表取締役 山木 正幸	ネクサスコート旭ヶ丘巡回ステーション	札幌市中央区南14条西18丁目6番22		有
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	SOMPOケア株式会社	代表取締役 遠藤 健	SOMPOケア 苗穂 定期巡回	札幌市中央区北2条東13丁目1番2号		有
夜間対応型訪問介護	SOMPOケア株式会社	代表取締役 遠藤 健	SOMPOケア 苗穂 夜間訪問介護	札幌市中央区北2条東13丁目1番2号		有
地域密着型通所介護 総合事業の申請無	医療法人社団ゆりがはら内科ケア&クリニック	理事長 榎本 真也	通所介護センター“あいの里”	札幌市北区あいの里3条6丁目1番8号	18人	有
地域密着型通所介護	株式会社グリック	代表取締役 實吉 孝太	デイサービスセンターらいふてらす清田3条	札幌市清田区清田3条2丁目7-2	10人	
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	SOMPOケア株式会社	代表取締役 遠藤 健	SOMPOケア 札幌青葉 デイサービス	札幌市厚別区青葉町13丁目5番5号	12人	有
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	SOMPOケア株式会社	代表取締役 遠藤 健	SOMPOケア 札幌星置 小規模多機能	札幌市手稲区星置1条4丁目2番29号	定員25人 通い15人 宿泊6人	有
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	SOMPOケア株式会社	代表取締役 遠藤 健	SOMPOケア 札幌八軒 小規模多機能	札幌市西区八軒7条東5丁目1番1号	定員25人 通い15人 宿泊5人	
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	SOMPOケア株式会社	代表取締役 遠藤 健	SOMPOケア 札幌屯田 小規模多機能	札幌市北区屯田5条3丁目2番9号	定員25人 通い15人 宿泊5人	
看護小規模多機能型居宅介護	SOMPOケア株式会社	代表取締役 遠藤 健	SOMPOケア 札幌川下 看護小規模多機能	札幌市白石区川下3条6丁目6番1号	定員25人 通い15人 宿泊5人	有
看護小規模多機能型居宅介護	SOMPOケア株式会社	代表取締役 遠藤 健	SOMPOケア 札幌発寒 看護小規模多機能	札幌市西区発寒6条4丁目6番3号	定員25人 通い15人 宿泊6人	有
看護小規模多機能型居宅介護	SOMPOケア株式会社	代表取締役 遠藤 健	SOMPOケア 札幌青葉 看護小規模多機能	札幌市厚別区青葉町13丁目5番40号	定員25人 通い15人 宿泊5人	有
看護小規模多機能型居宅介護	医療法人社団豊治会	理事長 山口 大樹	看護小規模多機能 ゆい	札幌市手稲区西宮の沢3条2丁目5番20号高齢者向け住宅 ユイガーデンハイム	定員29人 通い15人 宿泊5人	有
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	SOMPOケア株式会社	代表取締役 遠藤 健	SOMPOケア そんぼの家GH札幌青葉	札幌市厚別区青葉町13丁目5番5号	18名	有

【平成30年8月1日指定】
申請者なし

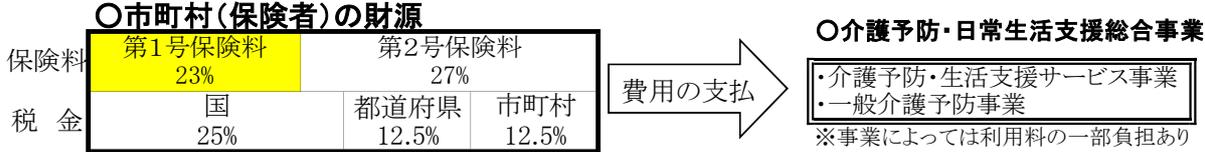
介護保険制度の費用負担について

1 介護給付・予防給付について

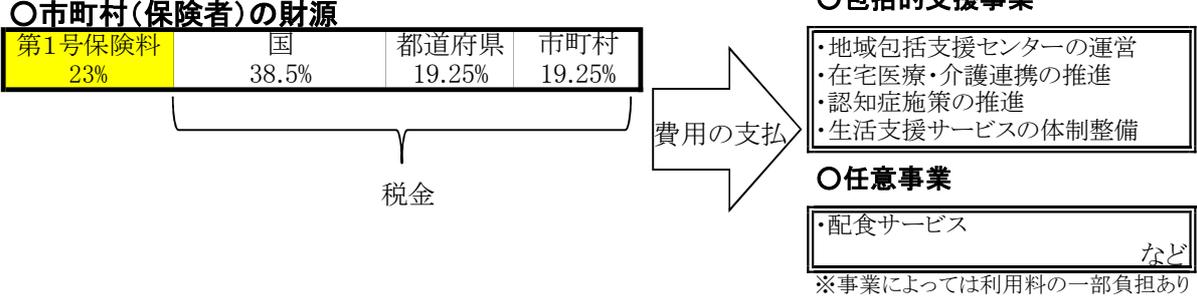


2 地域支援事業について

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業



(2) 包括的支援事業・任意事業



参考資料 2

札幌市介護保険会計(平成27～29年度)の運営状況

[歳出内訳]

(単位:百万円)

		歳出		
		計画	実績	差額
保険 給付費	居宅サービス費	174,529	170,818	△ 3,711
	地域密着型サービス費	80,520	78,106	△ 2,414
	施設サービス費	102,154	97,540	△ 4,614
	福祉用具購入費	614	587	△ 27
	住宅改修費	1,872	1,761	△ 111
	高額サービス費	8,254	8,206	△ 48
	特定入所者介護サービス等費	11,961	11,319	△ 642
	高額医療合算サービス費	1,330	1,305	△ 25
	審査支払手数料	499	410	△ 89
	保険給付費計	381,733	370,052	△ 11,681
地域 支援 事業費	介護予防事業費(※1)	4,997	3,608	△ 1,389
	包括的支援・任意事業費	5,197	5,204	7
	審査支払手数料	12	12	0
	地域支援事業費計	10,206	8,824	△ 1,382
	財政安定化基金拠出金	0	0	0
給付費関係歳出合計		391,939	378,876	△ 13,063

[歳入内訳]

(単位:百万円)

		歳入		
		計画	実績	差額
公費 負担 収入	保険給付費	191,607	189,655	△ 1,952
	国負担分	89,434	90,054	620
	道負担分	54,462	53,360	△ 1,102
	市負担分	47,711	46,241	△ 1,470
	地域支援事業費	6,553	5,921	△ 632
	国負担分	3,276	2,923	△ 353
	道負担分	1,638	1,531	△ 107
	市負担分	1,639	1,467	△ 172
	保険料軽減分	1,208	1,190	△ 18
	介護保険事業費補助金	0	33	33
介護保険災害臨時特例補助金(※2)	0	5	5	
公費負担収入計	199,368	196,804	△ 2,564	
保 険 料 収 入 等	支払基金交付金 (第2号被保険者保険料)	108,271	104,754	△ 3,517
	第1号保険料	82,846	83,081	235
		1,397	3,393	1,996
	保険料収入等計	192,514	191,228	△ 1,286
給付費関係歳入合計		391,882	388,032	△ 3,850

※1 平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業費

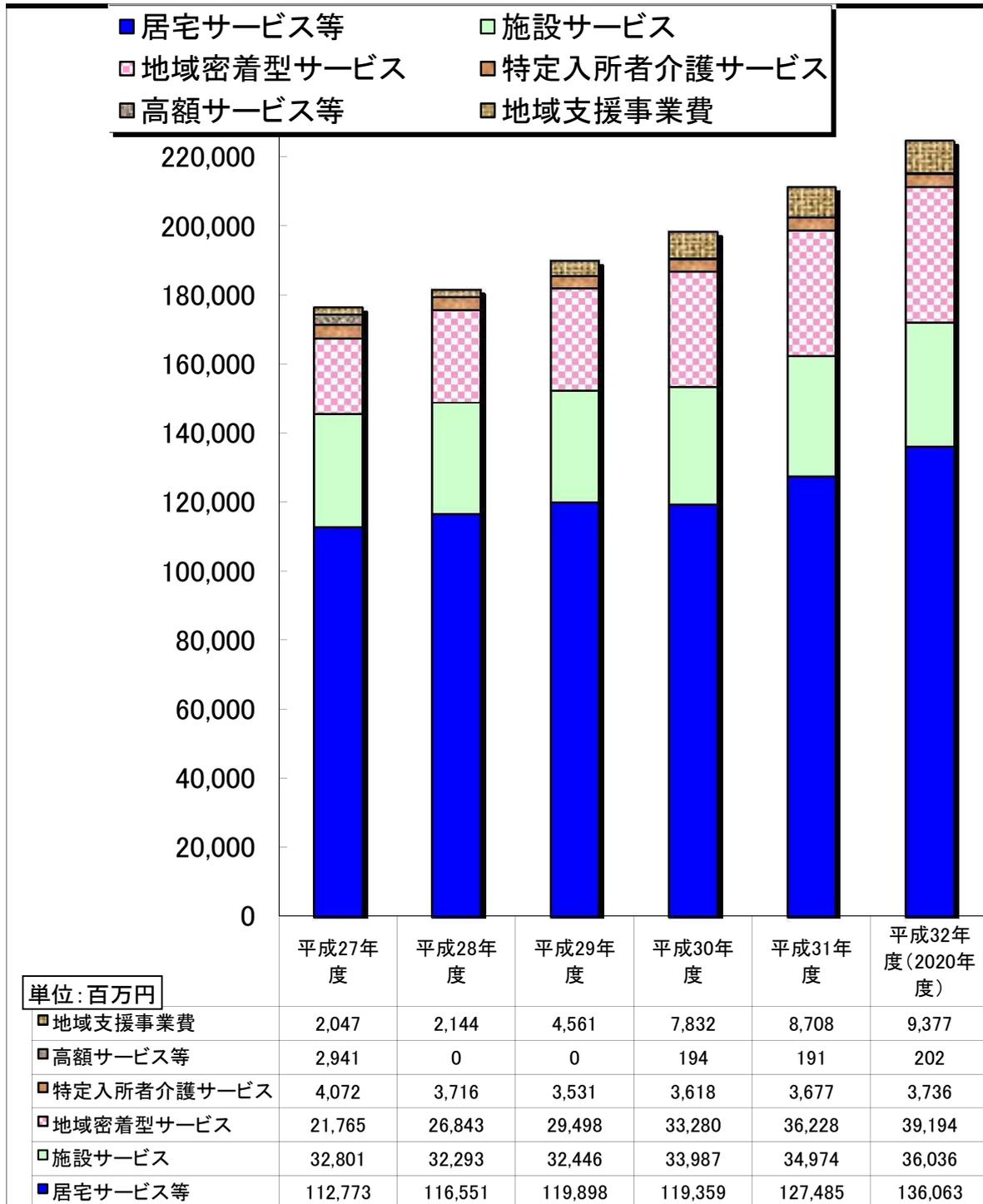
※2 東日本大震災の被災者の方への支援として行った介護保険料の減免、介護保険サービスの利用者負担分の免除に関して、国から交付された補助金。

札幌市高齢者支援計画2018における収支見込み

(単位:百万円)

	事業運営期間			合計
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	
費用額 A=a+b+c	134,620	143,895	153,415	431,930
保険給付費合計 a	126,788	135,187	144,038	406,013
居宅サービス費	51,190	55,393	59,918	166,501
地域密着型サービス費	33,280	36,228	39,194	108,702
施設サービス費	33,987	34,974	36,036	104,997
福祉用具購入費	215	215	231	661
住宅改修費	546	521	516	1,584
特定入所者介護サービス費	3,618	3,677	3,736	11,031
高額サービス費	3,309	3,493	3,674	10,476
高額医療合算サービス費	502	532	565	1,599
審査支払手数料	141	153	168	462
地域支援事業費 b	7,832	8,708	9,377	25,917
介護予防事業・日常生活支援総合事業	5,807	6,328	6,927	19,062
包括的支援事業・任意事業	1,997	2,350	2,417	6,764
審査支払手数料	28	30	33	91
財政安定化基金拠出金 c	0	0	0	0
収入額 B=d+e+f+g	142,576	151,383	161,416	455,375
公費負担収入(保険給付費) d	67,317	72,223	77,587	217,127
国負担分	31,621	33,960	36,537	102,118
道負担分	18,957	20,279	21,727	60,963
市負担分	16,739	17,984	19,323	54,046
公費負担収入(地域支援事業費) e	4,471	5,001	5,354	14,826
国負担分	2,243	2,507	2,684	7,434
道負担分	1,114	1,247	1,335	3,696
市負担分	1,114	1,247	1,335	3,696
公費負担収入(保険料軽減分) f	462	1,255	2,555	4,272
保険料収入等 g	70,326	72,904	75,920	219,150
支払基金交付金	37,731	40,562	43,618	121,911
第1号保険料収入	32,595	31,456	32,302	96,353
介護給付費準備基金	0	886	0	886

保険給付費の推移



第1号被保険者数、認定者数、サービス利用者数の推移（年度平均）

（単位：人）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用者数	うち介護予防	利用者数	うち介護予防	利用者数	うち介護予防
第1号被保険者数(A)	475,955	-	492,512	-	507,113	-
要介護(支援)認定者数(B=C+D)	98,182	-	101,256	-	103,547	-
第1号被保険者の認定者数(C)	96,263	-	99,358	-	101,666	-
第2号被保険者の認定者数(D)	1,919	-	1,898	-	1,881	-
サービス利用者数【実数】(E=F+G+H)	78,320	20,377	85,773	21,200	84,161	15,933
居宅サービス利用者数【実数】(F)	59,256	20,266	60,954	21,078	57,833	15,775
訪問介護	21,465	8,143	21,944	8,120	18,660	4,316
訪問入浴介護	539	2	545	3	559	1
訪問看護	7,516	930	8,511	1,060	9,593	1,182
訪問リハビリテーション	1,273	137	1,232	139	1,255	127
居宅療養管理指導	10,216	504	12,065	595	13,739	651
通所介護	26,703	10,615	24,183	11,511	19,250	6,401
通所リハビリテーション	7,472	2,092	7,610	2,147	7,891	2,246
短期入所生活介護	2,208	94	2,280	97	2,364	105
短期入所療養介護	664	18	684	17	700	15
福祉用具貸与	23,002	4,437	25,297	4,969	27,342	5,427
福祉用具購入	526	180	509	173	597	196
住宅改修	589	248	598	245	650	258
特定施設入居者生活介護	3,577	609	3,540	590	3,555	592
居宅介護支援・介護予防支援	51,398	19,433	54,248	20,490	50,648	15,133
地域密着型サービス利用者数【実数】(G)	9,060	111	14,710	122	16,180	157
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,514	-	1,751	-	2,144	-
夜間対応型訪問介護	142	-	152	-	154	-
地域密着型通所介護	-	-	5,745	-	6,125	-
認知症対応型通所介護	766	5	761	4	729	4
小規模多機能型居宅介護	2,172	104	2,480	114	2,716	150
認知症対応型共同生活介護	3,874	4	3,928	6	4,030	5
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	-	13	-	14	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	330	-	332	-	330	-
看護小規模多機能型居宅介護	354	-	423	-	472	-
施設サービス利用者数【実数】(H)	10,004	-	10,109	-	10,148	-
介護老人福祉施設	4,819	-	5,034	-	5,352	-
介護老人保健施設	4,044	-	4,151	-	4,155	-
介護療養型医療施設	1,141	-	924	-	641	-
第1号被保険者数に占める第1号認定者数の割合(C/A)	20.2%	-	20.2%	-	20.0%	-
認定者数合計に占めるサービス利用者数の割合(E/B)	79.8%	-	84.7%	-	81.3%	-
サービス利用者数に占める居宅サービス利用者数の割合(F/E)	75.7%	-	71.1%	-	68.7%	-
サービス利用者数に占める地域密着型サービス利用者数の割合(G/E)	11.6%	-	17.2%	-	19.2%	-
サービス利用者数に占める施設サービス利用者数の割合(H/E)	12.8%	-	11.8%	-	12.1%	-

注:1) 被保険者数と要介護(支援)認定者数は各月末現在の平均

注:2) 「【実数】」の項目は、その内訳の合計とは一致しない(同一人が複数のサービスを利用する場合があるため)。

注:3) 平成28、29年度の数値は暫定値

参考資料 6

保険給付費執行状況(サービス種類別)

(単位:円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	12,083,527,953	12,956,765,694	13,179,586,913
訪問入浴介護	361,329,605	362,412,383	381,179,735
訪問看護	3,452,396,014	3,945,327,381	4,412,887,730
訪問リハビリテーション	491,401,028	474,623,906	480,289,605
居宅療養管理指導	1,139,880,190	1,380,818,525	1,611,151,635
通所サービス	20,564,672,385	17,831,750,458	16,336,968,643
通所介護	15,377,197,775	12,577,034,752	10,993,774,446
通所リハビリテーション	5,187,474,610	5,254,715,706	5,343,194,197
短期入所サービス	2,641,532,182	2,814,030,166	3,011,192,519
短期入所生活介護	2,049,165,400	2,173,695,453	2,343,234,122
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	579,752,134	629,490,774	656,229,057
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	12,614,648	10,843,939	11,729,340
福祉用具・住宅改修サービス	3,643,132,700	3,976,138,254	4,261,342,710
福祉用具貸与	2,859,299,882	3,187,953,283	3,473,484,048
福祉用具購入費	193,907,021	193,579,770	202,018,050
住宅改修費	589,925,797	594,605,201	585,840,612
特定施設入居者生活介護	7,091,318,458	7,071,948,918	7,161,183,376
介護予防支援・居宅介護支援	6,592,597,838	6,974,595,935	6,988,621,375
地域密着型(介護予防)サービス	21,764,749,368	23,227,365,286	24,988,394,740
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,413,881,954	2,781,281,317	3,430,197,495
夜間対応型訪問介護	39,239,298	42,709,404	51,321,377
地域密着型通所介護	-	3,878,735,684	4,509,129,638
認知症対応型通所介護	974,657,474	975,211,651	914,719,557
小規模多機能型居宅介護	4,762,544,486	5,438,793,095	5,966,434,216
認知症対応型共同生活介護	11,602,004,117	11,745,784,363	12,229,559,937
地域密着型特定施設入居者生活介護	30,619,418	30,197,453	32,081,653
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	985,866,514	1,025,282,008	1,031,495,343
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	955,936,107	1,188,105,995	1,332,585,162
施設サービス	32,800,902,696	32,606,293,655	32,446,159,147
介護老人福祉施設	14,341,841,360	14,840,885,938	16,006,155,423
介護老人保健施設	13,268,126,275	13,603,327,873	13,607,535,007
介護療養型医療施設	5,190,935,061	4,162,079,844	2,832,468,717
特定入所者介護サービス等費	4,072,179,284	3,715,988,475	3,530,780,905
高額介護サービス費	2,534,170,827	2,796,872,126	2,874,867,008
審査支払手数料	144,857,214	134,825,970	130,354,045
高額医療合算サービス費	407,285,916	420,184,666	477,793,935
合計	119,785,933,658	120,689,941,798	122,272,754,021

【参考】地域密着型サービスの指定事業所数

参考資料 7

■平成30年8月1日現在

サービス種類	事業所数
定期巡回・随時対応訪問介護看護	61
夜間対応型訪問介護	4
地域密着型通所介護	311
認知症対応型通所介護	71
小規模多機能型居宅介護	140
認知症対応型共同生活介護	257
看護小規模多機能型居宅介護	25
地域密着型特定施設入居者生活介護	1
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	12
合 計	882

■平成29年8月1日現在

サービス種類	事業所数
定期巡回・随時対応訪問介護看護	55
夜間対応型訪問介護	4
地域密着型通所介護	316
認知症対応型通所介護	72
小規模多機能型居宅介護	138
認知症対応型共同生活介護	252
看護小規模多機能型居宅介護	20
地域密着型特定施設入居者生活介護	1
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	12
合 計	870

■平成28年8月1日現在

サービス種類	事業所数
定期巡回・随時対応訪問介護看護	50
夜間対応型訪問介護	4
地域密着型通所介護	321
認知症対応型通所介護	73
小規模多機能型居宅介護	131
認知症対応型共同生活介護	246
看護小規模多機能型居宅介護	19
地域密着型特定施設入居者生活介護	1
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	12
合 計	857